

進級及び卒業に関する規定

【徳島医療福祉専門学校 学則 ※抜粋】

(進級認定)

第 28 条 校長は、第 26 条に規定する授業科目の成績評価に基づき、各学年における所定の単位を修得したと認めるときは、当該学年の課程の修了を認定する。

2 前項に規定する単位数に満たない学生は、原学年に留める。

3 原学年に留まる学生は、当該学年のすべての授業科目を再履修し、単位を修得しなければならない。ただし、第 3 学年の臨床実習で合格の評価を得ている場合に限っては、所定の手続きを経て当該授業科目の再履修を免除する。

※第 26 条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者（作業療法学科の臨床実習にあつては授業時数の 5 分の 4 に達しない者）は、その科目について評価を受けることができない。

2 前項の学習の成果が、授業科目の目標に達していると評価された場合には、校長は進級認定会議又は卒業認定会議の議を経て当該科目の所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業認定)

第 29 条 校長は、修得したことを認定した単位が、第 24 条に規定する条件を満たした学生に対し、卒業を認定する。

※第 24 条 本校における授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分け、各学年に配当する。

2 各学科の授業科目及び単位数は別表 1 及び別表 2 のとおりとし、すべての授業科目を履修して、その全単位を修得しなければならない。

【徳島医療福祉専門学校 履修規程 ※抜粋】

(進級及び卒業の認定)

第 58 条 進級及び卒業の認定は、進級認定会議及び卒業認定会議の議を経て、校長が行う。

(進級要件)

第 60 条 当該学年において修得すべき授業科目の成績評価が、すべて合格であった者を次学年に進級させる。

2 当該学年において修得すべき授業科目のうち、学則第 26 条の規定により成績評価を受けることができない授業科目が 1 科目以上あった者は原学年に留める。

3 当該学年において修得すべき授業科目の成績評価が、次の各号の一に該当する者は原学年に留める。

(1)不合格の評価を得た授業科目が 3 科目以上に及んだ者

(2)50点未満を以って不合格の評価を得た授業科目が2科目以上に及んだ者

(3)不合格の評価を得た授業科目の合計単位数が4単位以上に及んだ者

4 前3項の何れにも該当しない者については、進級認定会議による進級認定を保留して仮進級認定措置とし、不合格科目について特別再試験の機会を与えるものとする。

(卒業要件)

第61条 本校に3年以上在学して所定の課程を履修し、かつ、修得すべき授業科目の成績評価が、すべて合格であった者を卒業させる。

2 第3学年において修得すべき授業科目のうち、学則第26条の規定により成績評価を受けることができない授業科目が1科目以上あった者は原学年に留める。

3 第3学年において修得すべき授業科目のうち、不合格の評価を得た授業科目が1科目以上あった者は原学年に留める。

(臨床実習の救済措置)

第62条 臨床実習科目において臨床実習期間の3分の1以上を欠席し（作業療法学科にあつては5分の1以上を欠席し）、学則第26条の規定により、その成績評価を受けることができない者について、校長が特別な事情があると認める場合は、その補充実習を行うことがある。

2 補充実習については、別に定めるところによる。

(再履修)

第63条 学則第28条の規定により、進級及び卒業できなかつた者は、原学年に留まり、当該学年のすべての授業科目を再履修し、単位を修得しなければならない。

(再履修の例外)

第64条 前条の規定に関わらず、第3学年の原級留置者のうち臨床実習Ⅲが合格評価であった者については、年度当初の本人の申請により、当該授業科目の再履修が免除される。